

写

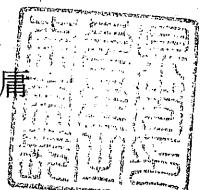


別紙様式第2号（第3関係）

令和2年4月27日

奈良市議会議長 森田一成様

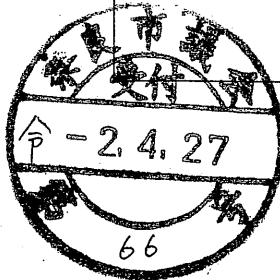
回答者 奈良市長 仲川元庸



文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく階戸幸一議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	新型コロナウィルスについて
回答内容	<p>新型コロナウィルスについて</p> <p>1) 奈良市保健所におけるPCR検査を、4月中に24検体/日の検査が可能になるよう努めて参ります。具体的には、当初は10検体/日程度の検体で実施し、喀痰、鼻粘膜等の検体の前処理から各検査段階の一連の操作が適切なことを確認しつつ、24検体/日の検査を可能にしていくものです。</p> <p>また、診療報酬点数上PCR検査の民間検査機関へ依頼することも可能ですが、結果判明まで3~4日時間を要することがあります。被検査者はこの間、結果判明まで陽性(擬似症)として対応される必要がありますが、多くの症例では入院となり、結果判明まで感染症病床を塞ぐため、治療用ベッドの確保、効率的な運用を阻害し、ひいては医療崩壊を引き起こすリスクを増大させます。当市保健所の検査により即日、翌日に結果を判明させ、医療崩壊の防止に貢献したいと考えております。さらに、当市保健所の検査が県内の検査</p>



の受け皿を大きくすると考えます。

なお、検体搬送は、従来から職員による各種検体搬送を行っており、職員は検体搬送時の諸注意について理解を深めています。そのため、安全性に問題は無いと考えております。

2) 発熱等の症状のある方が新型コロナウイルス感染を疑い相談センターに問合せされ、そこで近隣の医療機関を受診するようにとの対応になるため、市立奈良病院への来院患者が多くなっています。そのため院内への感染防止対策として、屋外にてトリアージするため、ルートを分けての問診・採血を実施し、院内での診察室までの流れに変更しました。診察結果により必要があればレントゲン検査、そして必要に応じて投薬となります。

新型コロナウイルスに特化した発熱外来の設置はしておりませんが、上記のように感染症対策を講じております。

市立奈良病院に来院される患者様の不安を少しでも解消できるよう、今後も新型コロナウイルス対策に努めてまいります。

3) 市役所において職員と来庁者の感染防止といったしまして、市役所内の共用部分の定期的な消毒や換気なども行うなど、来庁者と職員を守るための対策と併せて、報道にもありました国保年金課窓口に続き、市民課、出張所、行政センターなど住民手続き窓口、税務関係窓口、福祉関係窓口といった来庁者の多い窓口のほか、事業者が多く来庁する建設部、都市整備部や、消防局、企業局、保健所など出先機関も含め、職員と来庁者が対面で対応する窓口カウンターへの透明アクリル板や透明ビニールシートの設置を進めました。

また、4月22日から5月6日まで、婚姻、死亡や転入・転出の手続きの他、新型コロナウイルス対策に関連する業務を除き原則窓口を閉鎖し、電話や郵送による対応に切り替えることとしたところでございます。

4) 新型コロナウイルス感染症が発生して以降、終息の目途が立たない中、市内の中小企業等を取り巻く経営環境は大変厳しい状況にあり、売上が激減する等、深刻なダメージを受けておられます。

緊急事態宣言が全国に拡大されて以降は、不要不急の外出自粛要請に加え、遊興施設や運動施設等に対して、休業が要請されることが決定する等、先行きが見えない状況となっております。

そのような中、国からは、売上が半減している中小企業等に対し、「持続化給付金（法人は 200 万円、個人事業主は 100 万円）」が支給されることが決定されております。また奈良県からは、休業や営業時間の短縮の要請に協力した中小企業等に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（法人は 20 万円、個人事業主は 10 万円）」が支給されることが決定されました。本市としては、これらの支援策の動向に注視しながら、市内の中小企業等に最新の情報を適切かつ効果的に周知できるよう努めているところであります。

加えて、本市独自の支援策についても、現在検討を進めているところです。詳細は、今後決定していくこととなります。

また、観光客等の急減により、売上が減少している飲食店の販売機会を拡大する取り組みを奈良商工会議所と奈良市飲食店組合が連携して実施されることから、本市としましては、この事業に協力しているところであります。

(担当部局：健康医療部 保健予防課、医療政策課、
危機管理監 危機管理課、観光経済部 産業政策課)

受理日 令和2年 4月 27日